

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 8 月10日

【会社名】 トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
(Toyota Finance Australia Limited)【代表者の役職氏名】 業務執行取締役兼主席業務執行役員
(Managing Director / Chief Executive Officer)
エバン・チロヤニス
(Evangelos Tsirogiannis)【本店の所在の場所】 オーストラリア 2000 ニュー・サウス・ウェールズ州
シドニー ジョージ・ストリート225 グロブナー・プレイス レベル
7
(Level 7, Grosvenor Place, 225 George Street, Sydney, New
South Wales 2000 Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 廣 瀬 卓 生

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒 田 康 之
同 青 木 俊 介
同 原 田 寛 司
同 多加谷 慶一郎【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1943

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	2025年12月 8 日
効力発生日	2025年12月16日
有効期限	2027年12月15日
発行登録番号	7 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,500億円
発行可能額	5,500億円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2026
年 8 月10日（提出日）である。【提出理由】 発行登録書の一定の記載事項に訂正を加えるため、本訂正発行登録
書を提出するものである。（訂正内容については、以下を参照のこ
と。）

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

【訂正内容】

(注) 訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

第三部 【保証会社等の情報】

<トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2031年 9月 2日満期 豪ドル建社債及びトヨタ ファイ
ナンス オーストラリア リミテッド 2031年 9月 2日満期 米ドル建社債に関する情報>

第 2 【保証会社以外の会社の情報】

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

トヨタ自動車は、継続開示会社である。

(1) 当該会社が提出した書類

<訂正前>

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（2026年 3 月期） 自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日
2026年 6 月10日、関東財務局長に提出。

ロ．半期報告書

該当事項なし

ハ．臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第 2 項第12号の規定に基づく臨時報告書を2026年 6 月15日に関東財務局長に提
出。

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2026年 6 月18日に関東財務局長
に提出。

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2026年 8 月 4 日に関東財務局長
に提出。

ニ．訂正報告書

該当事項なし

< 訂正後 >

イ . 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 (2026年 3 月期) 自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日
2026年 6 月10日、関東財務局長に提出。

ロ . 半期報告書

該当事項なし

ハ . 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号の規定に基づく臨時報告書を2026年 6 月15日に関東財務局長に提出。

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2026年 6 月18日に関東財務局長に提出。

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2026年 8 月 4 日に関東財務局長に提出。

ニ . 訂正報告書

訂正報告書 (上記ハの2026年 8 月 4 日付の臨時報告書の訂正報告書) を2026年 8 月 7 日に関東財務局長に提出。